

意匠法における創作者の認定

会員 藤本 一

要 約

まず、従前の裁判例を検討し、真の創作者を主張する者にとって、供述のみでその主張が認められることは通常困難で、相応の物的証拠の提出が求められること、したがって、意匠を創作したと考える者が、その創作に関する記録を残しておくことの重要性を確認する。次に、私見として、創作者の認定に当たっては、①係争対象意匠の「創作的特徴」を要部認定と同様の手法で把握し、②創作者と主張する者が「創作的特徴」の創作的な作出を行ったといえるか、を検討すべきであることを提示し、裁判例も、おおむね妥当であることを示す。最後に、それら検討との関連で、生成 AI を利用したデザインについて、問題提起を行う。そして、今後、デザインの過程の記録を残しておくことの重要性がさらに増すであろうことを指摘する。

目次

1. はじめに
2. 裁判例
 2. 1 検討対象一覧
 2. 2 事案の類型
 2. 3 提出された証拠による分類
 2. 4 判決で述べられた一般論
3. 若干の検討
 3. 1 基本的な考え方
 3. 2 裁判例の評価
4. まとめに代えて：生成 AI と意匠の創作
 4. 1 生成 AI を利用したデザイン
 4. 2 いわゆる僭称問題への対応
 4. 3 主張立証責任

1. はじめに

意匠登録を受ける権利は、意匠の創作によって発生し、原則、「意匠を創作した者」（意匠法 3 条 1 項柱書き。以下「創作者」という。）に帰属する。意匠が複数の者によって創作された場合には、意匠登録を受ける権利は、当該複数の者の共有に係る。

創作者とは、意匠の創作行為を現実に行った者であって、単にアイデアや課題を提示しただけの者、単なる補助者・助言者、資金や設備を提供したにすぎない者は、創作者でない、などと説明されてきた⁽¹⁾。しかしながら、「実際の判断は難しい場合も多い」⁽²⁾とされる。

このような創作者の認定については、「デザインと法協会」が公表したガイドライン案⁽³⁾のような少数の例外を除いて、あまり関心が払われてこなかったように見受けられる。そこで、本稿では、まず、これまでの裁判例を概観し（後述 2.）、検討する（後述 3.）。そして、その関連で、生成 AI を用いたデザインについて問題提起を行う（後述 4.）。

なお、本稿のうち意見にわたる部分は、筆者の個人的な見解であって、筆者の所属する組織等を代表するもので

はない。

2. 裁判例

2. 1 検討対象一覧

本稿では、次の12件の裁判例を検討する。

- ① 東京高判平成2年6月28日・平成元（行ケ）162・判例工業所有権法6863の5頁・LEX/DB27813514〔送電線用引留クランプ〕（原審決：特許庁審決平成元年3月30日審判昭47-4411）
- ② 東京地判平成5年4月23日・昭和63（ワ）18399・LEX/DB28022374〔洗濯くず捕集機〕
- ③ 大阪高判平成6年5月27日・平成5（ネ）2339・知的裁集26巻2号447頁〔クランプ〕（原判決：大阪地判平成5年8月24日・平成2（ワ）9831）
- ④ 大阪地判平成6年7月21日・平成5（ワ）6246・LEX/DB28022031〔包装用容器〕
- ⑤ 岐阜地判平成7年12月21日・平成4（ワ）557・LEX/DB25109024〔たも網用網〕
- ⑥ 大阪地判平成14年2月26日・平成11（ワ）12866〔写真立て〕
- ⑦ 東京高判平成14年5月30日・平成13（行ケ）374〔スクリーン用取り付け器具〕（原審決：特許庁審決平成13年7月9日無効2000-35085）
- ⑧ 東京地判平成20年11月13日・平成18（ワ）22106〔顕微鏡〕⁽⁴⁾
- ⑨ 知財高判平成28年4月20日・平成27（行ケ）10104〔貝吊り下げ具〕（原審決：特許庁審決平成27年4月17日無効2012-880008）
- ⑩ 大阪地判平成29年10月12日・平成27（ワ）8271〔物干し器〕⁽⁵⁾
- ⑪ 東京地判令和3年9月1日・平成30（ワ）38585・平成31（ワ）10171〔入れ歯入れ容器〕⁽⁶⁾
- ⑫ 知財高判令和5年6月12日・令和5（行ケ）10008〔瓦〕⁽⁷⁾（原審決：特許庁審決令和4年12月13日無効2021-880006）

先行研究⁽⁸⁾の検討対象は、③〔クランプ〕、⑩〔物干し器〕、⑪〔入れ歯入れ容器〕及び⑫〔瓦〕にとどまるが、本稿のそれは、より広い⁽⁹⁾。

2. 2 事案の類型

(1) 冒認出願

もっとも多いのは、冒認出願による登録であるかが争われた事案である。①無効審判の審決に係る審決取消訴訟（①〔送電線用引留クランプ〕及び⑨〔貝吊り下げ具〕）、②意匠権侵害の主張に対する無効の抗弁⁽¹⁰⁾（⑤〔たも網用網〕及び⑥〔写真立て〕）及び③冒認出願による不法行為に基づく損害賠償請求（④〔包装用容器〕及び⑪〔入れ歯入れ容器〕）の事件がある。

冒認を肯定したのは、①〔送電線用引留クランプ〕のみである。

(2) 共同出願違反

次に多いのが、共同出願違反による登録であるかが争われた事案である。①無効審判の審決に係る審決取消訴訟（⑫〔瓦〕）及び②意匠権侵害の主張に対する無効の抗弁（②〔洗濯くず捕集機〕及び⑧〔顕微鏡〕）の事件がある。いずれも、共同出願違反を否定している。

(3) 職務創作

職務創作に関する事例は、⑩〔物干し器〕（元従業者の創作者性を否定）のみである。

なお、対照的に、特許法の発明者の認定が争われる事件として、職務発明の対価（利益）請求訴訟が増えているという⁽¹¹⁾。

(4) その他

新規性要件違反の無効理由該当性判断及び意匠法4条1項の「意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して」の判断の前提として、創作者について述べたものがある(③〔クランプ〕及び⑦〔スクリーン用取り付け器具〕)。

2.3 提出された証拠による分類

(1) 物的証拠に基づく主張

まず、冒認を肯定した①〔送電線用引留クランプ〕では、真の権利者が、有力な物的証拠として、自身の創作に係る意匠の図面を提出していた。判決では、意匠権者(製造受託者・冒認者)が、真の権利者(製造委託者)から当該図面を示され、図面記載の製品の製造可否の検討を依頼されたところ、意匠権者が当該図面に基づいて意匠登録出願を行ったと認められた。また、意匠権者の主張によれば、当該図面記載の意匠と登録意匠には、差異があったようだが、判決は、当該差異点は、両意匠の「引留クランプを背面から見た場合にのみ現れる差異であつて、しかも格段の注意力をもつて当該物品を見なければその差異を認識できないような微差であり、送電線用引留クランプの取引者、需要者が両意匠を見た場合、この差異のために両意匠を別異のものと認識し得るとは到底認めることができない。引留クランプは、その物品の性質、用途からして、その側面に最も意匠の特徴が現れ看者の注意を惹くものであるところ、両意匠の基本的構成態様は全く同一であり、かつ側面に現われた両意匠の具体的構成態様も全く同一であるから、両意匠は、取引者、需要者に同一と認められる範囲のものと認識されるとするのが相当」とした。

ただし、物的証拠として図面が提出されていたとしても、当該図面記載の意匠と、係争対象の意匠が異なれば、冒認は認められない。⑨〔貝吊り下げ具〕では、冒認主張者(金型製作者)が自ら創作したと主張する部品の形状が、登録意匠の部品の形状と相違し、当該相違は、当該部品が多数連なった場合に、意匠の美感に少なからず相違を生じさせるとして、冒認が否定された。⑦〔スクリーン用取り付け器具〕でも、冒認主張者が仕様書及び構想図を提出していたが、それら記載の意匠が係争対象意匠と異なるとして、冒認を裏付けるには足りない、とされた。

また、創作過程を裏付ける記録等に基づいて、願書の記載とは異なる者を創作者と認めた事案が見られる。

⑩〔物干し器〕では、願書に、元従業者ともう1人の計2名が創作者として記載されていたが、使用者は、意匠が完成するまでのデザイン案(判決別紙を参照。)のほか、関係者間のメールや業務日報などの記録を提出し、元従業者が創作者ではないと主張した。裁判所は、元従業者が意匠の創作過程に部分的に関与したことは認めたものの(後述注(23))、元従業者は、創作者に当たらないと判断した。

やや特殊な事案と思われるものの、④〔包装用容器〕では、願書上は、冒認主張者(元従業者)のみが創作者として記載されていたが、判決は、当該者を含む複数の者による共同創作であると判断した。判決文からは必ずしも明らかとはいえないものの、意匠権者(使用者)から、意匠の創作過程に関する社内資料等が提出されていたことが窺われる。

なお、⑫〔瓦〕は、公共施設の建設で用いられる瓦の意匠を、その製造者が自身の創作したものとして意匠登録したところ、当該公共施設を設計した建築設計事務所が、その建築士が当該瓦の意匠の共同創作者であると主張した事案である。物的証拠として、施設建設に関するプロポーザルやプレゼンテーション、関係者間のメールなどの記録が提出された。裁判所は、当該建築士が登録意匠の一部の寸法を具体的に指示したことは認めた(ただし、創作者性は否定した。この点については、後述3.2(1)を参照。)

(2) 供述⁽¹²⁾に基づく主張

冒認又は共同出願違反を主張する者が、ほぼ供述のみをその根拠としたと窺われる事案では、供述が信用できないなどとされ、冒認(⑤〔たも網用網〕、⑥〔写真立て〕⁽¹³⁾及び⑪〔入れ歯入れ容器〕)及び共同出願違反(②〔洗濯くず捕集機〕及び⑧〔顕微鏡])のいずれも否定されている。供述に基づく事実認定一般については、他の文献⁽¹⁴⁾に譲り、以下、意匠法関係事件に特有と思われる内容を中心に紹介する。

まず、冒認又は共同出願違反を主張する者の供述が信用できないとされた場合であって、意匠権者の供述の信用

性には特に立ち入らず、意匠権者に有利な判断を下した事案が見られる（②〔洗濯くず捕集機〕⁽¹⁵⁾、⑤〔たも網用網〕及び⑧〔顕微鏡〕⁽¹⁶⁾）。

次に、意匠権者による反論もまた、ほぼ供述のみに基づくと思われる場合であって、かえって意匠権者の供述が信用できるとされた事案が見られる。たとえば、⑨〔貝吊り下げ具〕では、冒認主張者（金型製作者）による、自らが部品を製造し、意匠権者（製作委託者）に納品したとの供述について、金型製作に多額の費用がかかるにもかかわらず、冒認主張者が、意匠権者と事前の打合せなしに、独自に製品の仕様を発案し、金型を製作したとは考え難いとされた一方、登録意匠の形態から、当該意匠が、意匠権者が過去に出願した意匠を基に創作された可能性が十分にある⁽¹⁷⁾とされた。⑪〔入れ歯入れ容器〕でも、冒認主張者（金型製作者）による、自らが意匠を創作するに至った経緯等に関する供述について、唐突かつ不自然と評価された一方、意匠権者（製作委託者）が歯科医で、過去にも歯科衛生商品の製造販売等を行ってきたことなどから、意匠権者による、自身が作成したデッサン（訴訟時に現存していなかったが、創作から訴訟までに20年が経過していたことから、保管されていなくとも不自然とはいえない、と評価された。）を冒認主張者に示し金型製作を委託した、との供述について、自然かつ合理的と評価された。

（3）小括

供述のみに基づいて、願書の記載とは異なる者を真の創作者として主張⁽¹⁸⁾した場合、当該主張が認められることは、通常困難といえよう。真の創作者の意匠が記載された図面のような、有力な物的証拠を提出できることが望ましいが、そうでなくとも、創作の動機や過程などの経過を、文書等で追跡できる必要がある。意匠を創作したと考える者にとっては、そのような記録を残しておくことが肝要となろう⁽¹⁹⁾。

真の創作者であると主張する側の根拠が十分でない場合には、意匠権者には、自身が意匠登録を受ける権利を有する者であることの詳細な証明までは求められないと見られる。冒認の事件では、特許法の裁判例⁽²⁰⁾が説くように、意匠権者が、自身が意匠登録を受ける権利を有する者であることの証明責任を負うものの、意匠権者が先に出願した事実により、その権利者であることが事実上、推認されていることから、冒認主張者は、冒認であることを単に主張するのみでは足りず、より実質的な主張を求められていると理解することができよう。共同出願違反の事件では、無効理由の証明責任が無効主張者にあると解する立場⁽²¹⁾を前提とすれば、妥当な帰結といえよう。

⑩〔物干し器〕で、創作の過程が詳細に認定されたのは、願書上は、元従業者が創作者として記載されていたためと理解できる⁽²²⁾。

2. 4 判決で述べられた一般論

創作者の認定に関する一般論を述べた判決として、③〔クランプ〕、⑩〔物干し器〕、⑪〔入れ歯入れ容器〕及び⑫〔瓦〕がある。

まず、通説的な理解を示したと思われるものとして、③〔クランプ〕及び⑪〔入れ歯入れ容器〕がある。③〔クランプ〕は、「意匠登録を受ける権利を有する創作者とは、意匠の創作に実質的に関与した者をいい、具体的には、形態の創造、作出の過程にその意思を直接的に反映し、実質上その形態の形成に参画した者をいうが、主体的意思を欠く補助者や、あるいは単に課題を指示ないし示唆したにとどまる命令者はこれに含まれないものと解される」と述べる。⑪〔入れ歯入れ容器〕は、それと細部が異なるだけで、「『意匠の創作をした者』とは、意匠の創作に実質的に関与した者をいい、具体的には、形状の創造、作出の過程にその意思を直接的に反映し、実質上その形状の形成に参画した者をいうが、主体的意思を欠く補助者や、単に課題を指示ないし示唆に止まる命令者はこれに含まれないものと解するのが相当である。」と述べる。

⑩〔物干し器〕は、これらとはやや異なる。同判決は、まず、「共同創作に係る意匠において共同創作者のうちの1人といえるためには、その創作過程において、単にアイデアを提供したのではなく、補助者、助言者にとどまらない立場で創作に現実に加担したことが認められる必要がある。」と、③〔クランプ〕及び⑪〔入れ歯入れ容器〕と同旨を述べる。その上で、より具体的に、創作者（及び創作者でない者）について述べる。以下、改行を省略

し、【1】～【5】を挿入して、引用する。「そして、【1】ここにいう創作とは、意匠登録を受ける権利を共有させる根拠となる以上、その内容、程度が、当該意匠を登録意匠足り得ることに寄与するものでなければならず、【2】当該物品の部分の意匠の改変にとどまっていた物品全体から起こされる美感に影響を及ぼさない程度の意匠の創作に関与しただけであったり、また【3】誰でも容易に創作できるようなありふれたデザインの修正を提案したりしたというだけでは、登録意匠となった当該意匠の創作をしたというに足りないというべきである。また【4】製品化のための設計段階で本件意匠のデザインに影響を与える形状の改変を施したとしても、その改変が既提案のデザインを製品化するための強度確保や機構組込みのための技術的観点から不可避免的にされたものであるなら、それをもって意匠の創作があったとはいえないから、やはり、その改変を伴う設計をした者は本件意匠の共同創作者とはいえないというべきである。なお、本件意匠の創作過程は、各関係別紙のとおり、その完成に至るまでにデザインの修正案等が多数、検討対象となっているが、【5】提案されたデザインの修正案が完成した本件意匠の構成に残されていないのなら、そのデザイン案を提案した者は創作に加担したとはいえないことはいまでもない。」

また、⑫〔瓦〕は、「意匠とは、物品の形状、模様若しくは色彩若しくはこれらの結合（以下『形状等』という。）、建築物の形状等又は画像であって、視覚を通じて美感を起こさせるもので（意匠法2条1項）、工業上利用できるもののうち、公知、公用意匠と同一ないし類似しない新規性及び創作性を備えるものをいう（同法3条1項）から、意匠の創作者であるといえるためには、当該意匠における美観の創作行為に現実に加担したこと、すなわち、美観の創作行為、とりわけ従前の意匠に係る部分とは異なる特徴的部分の完成に現実に関与することが必要である。」と述べる。「意匠の創作者であるといえるためには」以下の後半部分は、⑩〔物干し器〕の【1】と同旨のように読めるが、意匠の定義及び登録要件から説き起こされていることで、その論旨がより明確であると思われる。

3. 若干の検討

3. 1 基本的な考え方

意匠とは、差し当たり、物品の意匠を念頭に置くと、物品の形態であって視覚を通じて美感を起こさせるもの（意匠法2条1項）であるから、それを「創作」したといえるには、物品の形態を、視覚を通じて美感を起こさせられるように、創作的に作出する行為が必要と解される。通説的な説明にいう「単にアイデアや課題を提示しただけの者」や「助言者」は、形態を作出した者とはいえず、また、同じく「単なる補助者」や「資金や設備を提供したにすぎない者」は、物理的な協力を行ったにすぎず、創作的な行為を行ったとはいえないから、創作者性を否定される⁽²³⁾。

また、意匠権の保護範囲は、登録意匠とそれに類似する意匠である（意匠法23条）。創作者は、そのような範囲の保護を得られる意匠登録を受ける権利の原始的な帰属者であるから、登録意匠の保護がその範囲に及ぶもの足らしめる、いわば「創作的特徴」を創作した者が、創作者となるべきと考えられる。そして、意匠権侵害訴訟における意匠の類否判断は、実務上、「意匠にかかる物品の性質、用途、使用態様、さらに公知意匠にはない新規な創作部分の存否等を参酌して、取引者・需要者の最も注意を惹きやすい部分を意匠の要部として把握」⁽²⁴⁾し、当該要部が被疑侵害意匠にも存在するかを検討することで行われる⁽²⁵⁾。類否判断（すなわち、保護範囲への属否判断）における要部の共通性の重要性に鑑みれば、意匠の要部が、登録意匠の保護をその範囲に及ぶもの足らしめているといえる。そうすると、前述の「創作的特徴」の把握は、要部認定と同様の手法で行われるべきと考えられる。

意匠権の保護範囲が、「願書の記載」及び「願書に添付した図面」等の意匠に基づいて画定される（意匠法24条1項）ことから、願書に記載されず、また、図面に記載されない（記載できない）要素は、意匠権の保護範囲とは無関係であるから、そのような要素に関与したにすぎない者は、意匠法上の創作者とはいえないと考えられる⁽²⁶⁾。願書の「意匠の説明」や「意匠に係る物品の説明」の欄、いわゆる参考図に記載された要素であっても、意匠権の保護範囲と無関係な要素に関与したにすぎない者も、同様と考えられる。

したがって、たとえば、デザインコンセプトを発案したとしても、形態の作出に関与していない者は、創作者に当たらない⁽²⁷⁾。また、創作の過程で検討されたものの採用されなかった、いわゆる没案の提案者は、当該没案の要素が、最終案たる出願・登録意匠に、創作的特徴として残っていなければ、創作者に当たらない（⑩〔物干し

器]の【5】を支持する。)⁽²⁸⁾。

ここで創作者に当たらないとした者が、意匠の創作に寄与している場合はある。しかしながら、意匠権の保護の及ばない内容にのみ関与した者に、意匠法による保護を与えるのは、意匠法の予定する保護を超えており、また、そのような者まで創作者と認めると、創作者の範囲の外縁が不明確となるおそれがあると考えられる⁽²⁹⁾。意匠の創作へのインセンティブは、意匠法の保護によるものに限られない（むしろ、意匠法の保護によるインセンティブが限定的であるおそれすらある⁽³⁰⁾）から、そのような者へのインセンティブとして、意匠法にこだわる必要性は高くなく、むしろ、他の方策によるインセンティブ付与を検討した方がよいと考えられる。

3. 2 裁判例の評価

(1) 創作的特徴の特定

以上の本稿の立場（意匠の創作的特徴は、要部認定と同様の手法で把握されるべきで、創作者は、創作的特徴を創作的に作出した者であるというべき）からは、創作者の認定は、典型的には、①係争対象意匠の意匠に係る物品の性質、用途、使用態様、公知意匠にはない新規な創作部分の存否等を参酌して、取引者・需要者の最も注意を惹きやすい創作的特徴を把握し、②創作者であると主張する者が当該創作的特徴の創作的な作出を行ったといえるか、というステップで行われることになる。⑩〔物干し器〕の【1】～【3】は、①と同様の趣旨と理解でき、妥当と考えられる。

このようなステップに沿っていると思われるのが⑫〔瓦〕である。同判決では、公知意匠と異なる創作性のある要素（「特徴的部分」⁽³¹⁾）は、「コ字状のラインの模様部分が男瓦表面の他の部分から僅かに段差状に隆起している。」（特にその模様を下方開口構成とし、これに厚みを持たせたこと。）との構成とされた（①に相当）。そして、共同創作者であると主張する建築士が、その模様を5mm程度の厚みを持たせることを指示したことは認められたものの、その指示は「アイデアを示したにすぎない」と評価され、創作性を否定された（②に相当）。

この判断に対しては、「厚みの指定をすれば、必然的に、本件意匠の形態が作出されるとも考えられる」として、「やや微妙な認定といえよう」⁽³²⁾との評価がある。もっともな指摘と思われるが、他方で、結論は妥当と考えられる。

当該事案では、新規性要件違反で登録無効と判断されており（したがって、共同出願違反に関する説示は、結論の導出に必須のものではない。）、その判断中で、前述の厚みは、「瓦全体から見ると隆起による差異はごくわずかであり、特に瓦屋根の施工後においては、その隆起の程度も屋根全体からみて相対的に小さいことから、コ字状のラインの模様には需要者の注意がいくものの、その隆起の程度にまでは注意がいくものとは認め難い。」と評価されていた。したがって、そもそも、登録意匠に創作的特徴がなかった（①の特定ができない）から、建築士の行為が創作行為といえるか否か（②の評価）にかかわらず、結論自体に影響のなかった事案と考えられる。

また、創作的特徴が探求される限り、①及び②のステップにこだわる必要はない⁽³³⁾。①〔送電線用引留クランプ〕のように、真の権利者の創作した意匠と登録意匠を対比し、その共通点及び差異点を認定し、差異点が微差であるなどと評価することも、共通点に創作的特徴が含まれ得、それを真の創作者が創作したといえるから、妥当な手法と考えられる。逆に、⑨〔貝吊り下げ具〕では、冒認主張者が創作したという意匠と登録意匠との差異点が、美感に少なからず相違を生じさせると認定されている。当該差異点が創作的特徴を構成し、冒認主張者が登録意匠の創作的特徴に関与していない蓋然性が高いことから、このような判断手法も大過ないと考えられる。ただし、厳密には、共通点に創作的特徴が含まれる可能性が排除されないと思われるから、「共通点が創作的特徴を構成しない」ことを（も）認定すべきとは思われる。

⑩〔物干し器〕は、さらに変形的な手法と思われる。職務創作の対価請求訴訟で、元従業者の創作性が争われたところ、登録意匠のデザイン原案が、元従業者が使用者に入社する以前に、外部デザイナーによって作成されたものだった。そこで、判決では、デザイン原案と登録意匠が対比され、両者の差分のうち、「登録意匠足りうるものとした」形態の特徴が特定され、それに元従業者が関与したかが検討されている。元従業者によるデザイン原案作成への関与があり得なかったから、その完成以降の創作過程を検討対象としたことは効率的であるし、それ以降

の創作過程において変更された部分が登録意匠の創作的特徴を構成するといえれば、元従業者がそれを創作的に作出したか否かを問えばよい。また、登録意匠の創作的特徴がデザイン原案で完成していた可能性もあるが、その場合には、元従業者はその創作的特徴に関与し得ず、創作者たり得ない。したがって、このような手法も妥当と考えられる。

(2) 機能的な形態

⑩〔物干し器〕の【4】との関係で、⑪〔入れ歯入れ容器〕では、冒認主張者が、容器のヒンジ部分を二重構造とすることを提案し、その形状を具体的に設計したことは認められた（争いがなかった）ものの、裁判所は、当該形状が「専ら機能的な側面から設計されたもの」で「蓋に上記のような機能を持たせるためには、本件製品が有するヒンジのような形状を採用することが不可欠」であるから「そもそも、意匠としては保護されない」とした。

意匠の要部認定では、機能的な形態は、要部から排除される場合が少なくないものの、要部に含まれると認められる場合もある⁽³⁴⁾。一般論として、容器のヒンジ部分の形態であっても、（良し悪しは別として、）現在の特許庁の運用上は、意匠法5条3号に必ず該当するとまではいえず、たとえば、部分意匠として意匠登録され得ることは否定できないと考えられる⁽³⁵⁾。同判決の理由付けとしては、前述引用部分の後の、当該ヒンジ部分が「本件製品全体の形状のごく一部を占めるにすぎず、本件製品の形状の全体により視覚を通じて起こさせる美感には大きな影響を及ぼさない」との説示が重要と考えられる。

4. まとめに代えて：生成 AI と意匠の創作

4. 1 生成 AI を利用したデザイン

近時、デザインの創作にも、生成 AI が活用されている⁽³⁶⁾。産業財産権法分野における生成 AI についての検討は、特許法に関するものが先行していると思受けられるが、最初に大きな影響を受けるのは意匠法ではないか、とも思える⁽³⁷⁾。

現行の意匠法では、創作者は自然人と解される⁽³⁸⁾。現時点では、生成 AI が自律的にデザインを出力する、などといったことは現実的ではないだろうから、当面は、自然人が生成 AI を利用してデザインした場合に、それが自然人による創作と認められるか、が問題となると予想される。

これも、前述 3.1 のとおり、当該自然人がそのデザインの創作的特徴を創作したといえるか否か、という観点から判断すべきと考えられる。自然人が創作的特徴を創作し、生成 AI がそれ以外の部分を出力したといえる場合には、当該自然人が創作者と認められようし、生成 AI が創作的特徴を出力した場合でも、自然人による生成 AI の作成、入力・指示、生成物の取捨選択や修正の程度によっては、当該自然人が創作者と認められる場合があると考えられる。

自然人が生成 AI の出力にどのように関与すれば、自然人が AI を道具として利用して創作したといえるかは、著作権法の議論⁽³⁹⁾が参考になると思われる⁽⁴⁰⁾。

4. 2 いわゆる僭称問題への対応

自然人が創作したと認められない、生成 AI が出力したデザインが意匠登録出願された場合（以下、そのようなデザインを「AI 生成デザイン」と、その出願を「僭称出願」という。）には、当該出願は拒絶され、仮に登録に至ったとしても、無効理由を有する⁽⁴¹⁾。審査で拒絶されることは現実的でないから、実務上は、無効理由の有無として争われることになろう。

この場合の無効理由は、AI 生成デザインが意匠法上の意匠に当たると解するか否かによって変わり得る。著作物の定義に「思想又は感情を創作的に表現」（著作権法2条1項1号）と、発明の定義に「技術的思想の創作」（特許法2条1項）と、いずれの定義にも、自然人による表現又は創作であることを前提とするように読める文言が含まれる一方、意匠の定義（意匠法2条1項）には、そのような文言が含まれない⁽⁴²⁾。そうすると、AI 生成デザインであっても、意匠法上の意匠に該当すると解することが可能と考えられる⁽⁴³⁾。

仮に、AI生成デザインが意匠法上の意匠に該当しないと解すれば⁽⁴⁴⁾、意匠法3条1項柱書きの「工業上利用することができる意匠」に当たらないから、その登録は同法48条1項1号（及び3号）に該当する。他方、AI生成デザインが意匠法上の意匠に該当すると解すべきとする学説⁽⁴⁵⁾に従えば、その登録は、同1号には該当せず、同3号に該当する（すなわち、冒認出願の無効理由に僭称出願のそれを読み込む。）⁽⁴⁶⁾⁽⁴⁷⁾。

この無効理由の違いは、無効審判の審判請求人適格に影響する。すなわち、意匠法48条1項1号による無効審判であれば、何人も請求できる一方、同3号による無効審判は、「当該意匠登録に係る意匠について意匠登録を受ける権利を有する者」でなければ請求できない（同法48条2項）。

AI生成デザインの場合、そもそも「当該意匠登録に係る意匠について意匠登録を受ける権利を有する者」が存在しないから、AI生成デザインが意匠法上の意匠に該当すると解すれば、僭称出願による登録の有効性は、無効審判では争われ得ず、訴訟中で争われるのみとなる（意匠法41条で準用する特許法104条の3第3項）。裁判所で争われれば十分とも考えられる一方、本来、権利行使のなされるべきでない登録が維持されたままとなることは適切でないともいえよう。また、注(9)のとおり、無効審判による冒認又は共同出願違反の登録の排除は、ある程度、機能しているようであるから、僭称出願による意匠登録の排除にもこれを活用した方がよい、との判断もあり得ると思われる。

AI生成デザインが意匠法上の意匠に該当すると解するのであれば、無効審判の審判請求人適格に関する立法論（その要否を含む。）の議論も必要と思われる。

4. 3 主張立証責任

僭称出願の無効理由が意匠法3条1項柱書違反及び同法48条1項3号該当のいずれでも、権利者が証明責任を負う（意匠権者が、登録意匠が意匠法上の意匠に該当する（自然人による創作である）ことを証明する、又は自身が創作者である（意匠登録を受ける権利の承継者である）ことを証明する）と解する立場⁽⁴⁸⁾を前提とすれば、無効主張者が、登録意匠が僭称出願に係るものであると単に主張しさえすれば、権利者が登録の有効性の証明を常に強いられる、などといった事態が生じてしまわないだろうか⁽⁴⁹⁾。

前述2.3(3)のとおり、冒認出願の場合には、無効主張者が単に無効理由を主張するのみでは足りず、より実質的、具体的な主張を要することが窺われる。しかしながら、僭称出願の場合、自然人の創作した意匠とAI生成デザインを見分けることは困難で、また、その創作又は生成AIによる出力の過程は、デザインした者以外には不明と思われる⁽⁵⁰⁾。そうすると、無効主張者がその主張を実質化、具体化することは、困難と思われる。

以上は問題提起にとどまるが、いずれにしても、生成AIを利用したデザインがより広く行われるようになる、権利者が、そのデザインが自然人によって創作されたものであることを証明しなければならない場面は、増えると思われる⁽⁵¹⁾。前述2.3(3)のとおり、デザイナーがデザインの過程を記録しておくことは、今後、ますます重要となろう。

そうすると、生成AIをどのように利用したかを含め、創作の過程を、どのように、また、どの程度、記録として残すべきか、ということに関する指針が求められるのではないか。そのような指針には、デザイナーがデザインの過程を、どのように、どの程度、現実に記録しており、また、記録可能なのか、ということも反映されなければならないと思われる。そのような検討にこそ、デザイナーとの対話が必要となろう。

[追記]

本稿脱稿後、4.との関係で、特許庁政策推進懇談会「中間整理」29-37頁（2024年6月27日）に接した。同33頁の下方のスライドによれば、第三者（自然人であろう。）が、既存デザインを学習させた生成AIを用いて生成し、公開した予想デザインを、「公知意匠」としている（同29頁では、第三者の公開したデザインにより「新規性が喪失し、権利化を阻害する可能性が高まるとの懸念」（傍点筆者）とされている。）。当該第三者が学習や生成にどの程度、関与したかが不明ではあるものの、注(42)の「中間とりまとめ」の記述と比べて、予想デザインが自然人たる第三者によって創作されたものといえない（すなわち、本稿でいうAI生成デザインである）場合でも、

意匠法上の意匠に該当することを前提としている設例と読めなくもない。

(注)

- (1)たとえば、寒河江孝允ほか編『意匠法コンメンタール（新版）』154頁〔五味飛鳥〕（勁草書房、2022）を参照。
- (2)茶園成樹編『意匠法（2版）』32頁〔青木大也〕（有斐閣、2020）。
- (3)物品の意匠のガイドラインとして「分科会3『ガイドライン案 2021.03.19』」（<https://jadela.jp/upload/3d0d847a8a0771590ee981861d2e63bd7acb6219.pdf>）が、建築物・内装の意匠のガイドラインとして山田威一郎「分科会3『建築物・内装の意匠の創作者の認定に関するガイドライン案 2022.6.27』」（<https://jadela.jp/upload/bbfe6a70bf449c7b0f9832c77af0cd2a51b4b2c0.pdf>）が、画像の意匠について「画像の意匠の創作者の認定に関するガイドライン案」（<https://jadela.jp/upload/219ce3ba04e39d9a94707857198916865fdd56f1.pdf>）が、それぞれ公開されている（URLの最終閲覧日は2024年5月31日。以下同じ）。いずれも、基本的な考え方は共通であるから、本稿でこれらガイドラインに言及する際には、物品の意匠のガイドラインのみを参照し、以下、これを「JADELA ガイドライン」という。
- (4)控訴審判決（知財高判平成21年5月25日・平成20（ネ）10088・平成21（ネ）10013）があるが、実質的な判断は原審判決でなされているので、本稿では原審判決を検討する。
- (5)評釈として、井関涼子「判批」判例評論741号2頁（2020）を参照。
- (6)評釈として、齋藤孝恵「判批」DESIGN PROTECT 133号60頁（2022）を参照。控訴審判決（知財高判令和4年2月9日・令和3（ネ）10077）があるが、実質的な判断は原審判決でなされているので、本稿では原審判決を検討する。
- (7)評釈として、山田威一郎「判批」知財ぶりずむ253号1頁（2023）を参照。
- (8)JADELA ガイドライン、井関・前掲注（5）及び山田・前掲注（7）を参照。
- (9)より多数の事例を検討し、実務上、より広く参照し得る指針を見出そうとするのであれば、特許庁の審決例を検討対象に含めることが考えられる。今後の課題である。

参考までに、『特許情報プラットフォーム』の「審決検索」で、「文献種別」を「査定系審判」及び「当事者系審判」の「意匠」と、「検索項目」を「審決判示事項」と、「キーワード」を「15」（「共同出願」、「非創作者無承継出願」及び「非創作者無承継登録」の事件に付与される分類。特許庁審判部編『審判便覧（20版）』（2023）の02-02.3「意匠における審決の分類表」2頁を参照。）として検索しただけで、2024年5月20日現在、19件の無効審判の審決が検出される。うち9件が、冒認又は共同出願違反による無効審決である。より網羅的な調査を行えば、後述2.2（4）の類型のような事案（たとえば、特許庁審決平成26年3月11日無効2012-880005〔事務用クリップ収納ケース〕）なども検出されるだろうから、検討対象がより豊富になろう。

なお、特許庁審決平成23年1月7日無効2010-880001（冒認肯定・無効審決）に関連する裁判例として、大阪地判平成25年1月24日・平成23（ワ）10389〔道路灯〕がある。
- (10)本稿では、最三小判平成12年4月11日・平成10（オ）364・民集54巻4号1368頁〔キルビー〕及び意匠法41条で準用する特許法104条の3の導入前の権利濫用の抗弁を含め、無効の抗弁という。
- (11)中山信弘『特許法（5版）』48頁（弘文堂、2023）を参照。
- (12)本稿では、陳述書等（「宣誓書」などと題される場合も見受けられる。）の内容、証人の証言及び当事者の陳述を、まとめて「供述」という。田中豊『事実認定の考え方と実務（2版）』134-135頁（民事法研究会、2021）は、陳述書を、証人の証言及び当事者の陳述と、基本的に同質の証拠方法と考え、その記載内容の信用性を検討する必要があるとする。
- (13)意匠権者（製造委託者）が侵害者（製造受託者）に対して略図を示してサンプルの製作を依頼したところ、納品されたサンプルの形態が、登録意匠と同一の形態だったと認定されている。略図又はサンプルが証拠として提出されていた可能性があるのではないかと推測される（「略図」とはいえ、登録意匠の形態及び構造が比較的シンプルだから、その特徴が記載されていた可能性はあると思われる。）。
- (14)たとえば、田中・前掲注（12）134-173頁を参照。
- (15)無効主張者による、自らが共同創作者ではあるが、権利の取扱いについて何ら取り決めていなかったとの供述について、当事者の知的財産権に対する意識が高く、過去には権利関係を書面で明確にしていた、などといった経緯から、当該事案の意匠に限って取決めがなかったというのは不自然と評価された。
- (16)意匠権者の主張によれば、当事者間に、共同創作をするほどの接触がなかった事案でもあったようである。同様に、③〔クランプ〕でも、製造委託者は商品の開発を依頼したのみで、創作に関して製造受託者と連絡を取ったり、アイデアを出し合ったりした形跡がないとして、製造受託者の単独創作と認められた（願書上は、製造委託者と製造受託者の共同創作とされていた。）。
- (17)①〔送電線用引留クランプ〕でも、真の権利者が過去に出願した特許出願に、登録意匠と基本的構成態様を共通とし、具体的構成態様の一部が相違するにすぎない引留クランプが記載されていたことから、登録意匠が当該特許出願記載の意匠に基づいて改良されたものであると評価された。
- (18)願書上は単独創作にもかかわらず、実際には共同創作であると主張する者、及び願書上は共同創作にもかかわらず、実際には単独創作であると主張する者を含む。

- (19) 齋藤・前掲注 (6) 67 頁も、自ら独自に考えたデザインといえる場合には、その日付の立証を考慮しておく必要があり、創作日誌等の証拠保全が重要であるとする。
- (20) たとえば、知財高判平成 21 年 6 月 29 日・平成 20 (行ケ) 10427・判時 2104 号 101 頁〔基板処理装置及び基板処理方法及び基板の製造方法〕、知財高判平成 22 年 11 月 30 日・平成 21 (行ケ) 10379・判時 2116 号 107 頁〔貝係止具と、集合貝係止具と、連続貝係止具と、ロール状連続貝係止具〕、知財高判平成 25 年 3 月 28 日・平成 24 (行ケ) 10280・判時 1416 号 116 頁〔動態管理システム、受信機および動態管理方法〕などを参照。
- (21) 大江忠『要件事実知的財産法』257 頁 (第一法規、2002) を参照。
- (22) 特許法に関する記述ではあるものの、山根崇邦=時井真「判批」知的財産法政策学研究 20 号 265 頁、275-277 頁 (2008) を参照。
- (23) たとえば、③〔クランプ〕(前述注 (16) を参照。) の製造委託者のような、単に発注を行ったにすぎない者は、前者に当たる。また、⑩〔物干し器〕では、その「本件意匠」の一つについて、元従業者がそのデザインのペーパーモデルを作成したことは認められたものの、その作成以前にデザインが決定されていたとして、元従業者の創作性が否定された。この場合の元従業者のような者は、後者に当たる。どのような行為が形態の創作的な作出行為といえるかは、著作権法の議論 (たとえば、上野達弘「著作権者の認定」牧野利秋=飯村敏明編『新・裁判実務体系 22 著作権関係訴訟法』216 頁、228 頁 (青林書院、2004)) が参考になると思われる。
- (24) 知財高判平成 23 年 3 月 28 日・平成 22 (ネ) 10014〔マンホール蓋用受枠〕。
- (25) 特許庁の審査における類否 (意匠法 3 条 1 項 3 号該当性) 判断では、要部認定は行われない (特許庁『意匠審査基準』(2023) のⅢ部 2 章 1 節 2 頁以下を参照。) もの、「実質的には要部認定と同様のことが行われているということが出来る」(茶園・前掲注 (2) 102 頁〔茶園〕) とされる。
- (26) JADELA ガイドライン 8 頁は、結論を留保する。
- (27) JADELA ガイドライン 5 頁は、「意匠は産業上の製品等として技術との折り合いや商業的考慮要素などの課題の解決と結びついている点において (このことは『工業上利用することができる』とする意匠法 3 条 1 項柱書の中に含意されている)、思想又は感情を直接表現する著作物とは異なっており、課題解決のアイデアの提供者についても一定の保護を与える余地が生じる」とする。デザインが課題解決と結びついている場合のあることは否定されないが (詳細につき、たとえば、末宗達行「デザイン保護法制のあり方に関する試論—創作非容易性 (非自明性・進歩性) の果たす役割に着目して—」(早稲田大学博士論文 (法学) 甲 5680 号、2019) を参照。)、ありとあらゆるデザインについてそのようにいえるかは疑問であるし、ここでいう「課題」の内容について共通認識があるとは思われず、その具体的内容及び外縁が不明瞭 (JADELA ガイドラインは「技術との折り合いや商業的考慮要素などの課題」(傍点筆者) と、明確な限定を付していない。) ではないか。このような理解が通説的なものとは思われず、課題解決との結びつきを「工業上利用することができる」に読み込むことも同様と思われる。また、JADELA ガイドラインも、結論としては、アイデアたるデザインコンセプトを提案したのみの者は、創作者とは認めない立場と理解される (同 7 頁)。
- (28) 反対、井関・前掲注 (5) 5-6 頁 (「貢献度の高い没案の提案者も意匠の創作者に含めることにより、意匠の創作に対するインセンティブを高めた方が、法目的に適うと思われる。」)。
- (29) たとえば、最終案への貢献度の高かった没案の提案者に限って創作者と認めるとしても、貢献度の高低を評価することは困難であろう。
- (30) 長谷川光一「デザイナーのモチベーションとデザイン部門のモチベーションマネジメント」日本知財学会誌 10 巻 3 号 46 頁、53 頁 (2014) を参照。なお、デザイナーのモチベーションとしては、デザイン賞への応募があり得るが、その際に表示される「デザイナー」は、デザイン賞の目的と意匠法の目的が異なるから、意匠法上の創作者とは異なってよいと考えられる。この点につき、⑩〔物干し器〕及びそれに対する批判として井関・前掲注 (5) 6 頁を参照。デザイン賞のデザイナーとして表示されるべき者は、そのデザイン賞の目的に照らして決せられるのだろうが、意匠法上の創作者に当たらないような、創作過程の周縁に関与したにすぎない者をデザイナーとして表示するか否かは、その応募する者にある程度の裁量が認められてもよいように思われる。逆に、意匠法上の創作者に当たるような、創作過程の中核に関与した者をデザイナーとして表示しなければ、不法行為に該当する場合があります。
- (31) 山田・前掲注 (7) 13 頁は、「公知意匠との差異点のみを抜き出して創作者認定をすることは適切でない場合もあり得るように思える。」という。これは、要部認定でも指摘されることで (たとえば、山田知司「意匠の類否」牧野利秋=飯村敏明編『新・裁判実務体系 4 知的財産関係訴訟』373 頁、378-379 頁 (青林書院、2001) を参照。)、創作者の認定に特有のことではないと考えられる。
- (32) 山田・前掲注 (7) 13 頁。
- (33) JADELA ガイドライン 5-7 頁は、「卵型のピザ窯」の創作を例に、当初のコンセプトスケッチに卵型の形状のピザ窯がすでに記載されていた一方、最終案の形状がコンセプトスケッチとある程度、異なる場合に、コンセプトスケッチと最終案との間に相当因果関係があるか否かを検討する必要がある、という。そして、コンセプトスケッチの時点で卵型のピザ窯が公知でなかったとすれば、卵型の形状のコンセプトスケッチがなければ最終案が完成せず (条件関係を肯定)、コンセプトスケッチに示された卵型のデザインコンセプトが創作過程をリードし最終案の完成に至った (相当関係を肯定) といえるから、コンセプトスケッチの作成者を創作者として認定する余地が十分にある、とする。

本稿の立場からは、新たに「相当因果関係」の概念を持ち出さずとも、卵型のピザ窯が公知でなかったのであれば、コンセプトスケッチと最終案に共通する卵型の構成態様が創作的特徴と認められ得ようから、コンセプトスケッチの作成者は創作者として認められ得る、ということになる。このような判断手法は、意匠の類否判断のそれと同様で、むしろ、「相当因果関係」を持ち出すと、予測可能性が低下する（特に、相当関係（創作過程をリードしたか否か）の評価が難しい）のではなからうか。

(34) 茶園成樹「米国意匠法における機能性」阪大法学 72 巻 3=4 号 23 頁、37 頁（2022）を参照。裁判例につき、梅澤修「意匠の類否判断の課題」工業所有権法学会年報 43 号 163 頁、168-169 頁（2020）、吉田親司『意匠の理論』279-291 頁（経済産業調査会、2017）などを参照。

(35) 特許庁の審判長（意匠）経験者による齋藤・前掲注（6）67 頁も同旨。

(36) たとえば、黒越誠治「画像生成 AI を用いたブランドの創出」喜連川優編著『生成 AI の論点』121 頁（青弓社、2024）や、パッケージデザインを含むグラフィックデザインにつき、『+ DESIGNING』57 号（2024）の特集「AI のあるデザイン」所収の各記事を参照。また、ファッションデザインにつき、Hasan Kadir Yilmaztekin, ARTIFICIAL INTELLIGENCE, DESIGN LAW AND FASHION 29-35（2023）を参照。同書の詳細については、筆者の researchmap の研究ブログ

(https://researchmap.jp/tsuyoshi-fujimoto/research_blogs) で紹介したいと考えている。同書と同じ著者による、わが国での調査研究の成果物として、ハサン・イルマステキン『日本及び EU の意匠法における AI が生成したデザインに対する責任：比較分析』特許庁委託令和 5 年度産業財産権制度調和に係る共同研究調査事業調査研究報告書（2024）がある。

(37) 知的財産戦略本部「知的財産推進計画 2024」18 頁（2024 年 6 月 4 日）は、短期・中期の施策の方向性として「AI 技術の進展による意匠分野での AI の利活用の拡大を踏まえ、創作非容易性等の意匠審査実務上の課題やその他の意匠制度に生じる課題について諸外国の状況も踏まえて整理・検討する。」としている。

(38) AI が特許法上の「発明者」に該当しないとされた裁判例として、東京地判令和 6 年 5 月 16 日・令和 5（行ウ）5001・判タ 1521 号 241 頁〔フードコンテナ並びに注意を喚起し誘引する装置及び方法〕を参照。意匠法上の「創作者」についても同様といえよう。

(39) たとえば、前田健「AI 生成物の著作物性」上野達弘＝奥邨弘司『AI と著作権』150 頁（勁草書房、2024）及び今村哲也ほか「座談会」同書 207 頁、306 頁以下を参照。

(40) 以上につき、AI 時代の知的財産権検討会「中間とりまとめ」26 頁（2024 年 5 月）を参照。また、同 84 頁（特許法上の発明者）の記述も参照。

(41) 立法論としては、AI 生成デザインを意匠法の保護対象とすることが考えられる。特許法については、たとえば、横山久芳「AI に関する著作権法・特許法上の問題」法律時報 91 巻 8 号 50 頁、52 頁（2019）が、発明の保護価値は、課題解決手段としての進歩性にあり、それは、自然人による発明であろうと、AI による発明であろうと変わらないことから、「発明の場合には、人の創作物と AI 生成物とを同様に特許法で保護することも考え得るであろう。」とする。仮に、前述注（27）で引用したような、意匠が課題解決と結びついているとの考え方をさらに推し進めて、意匠の保護価値が課題解決手段としての創作非容易性にあるといえれば、自然人の創作と AI 生成デザインとを、同様に意匠法の保護対象とすることも考えられようか。

(42) 「中間とりまとめ」（前掲注（40））の策定過程でも、この点は意識されていたようである。AI 時代の知的財産権検討会「第 2 回議事録」17 頁〔伊東特許政策チームリーダー発言〕（2023 年 10 月 18 日）

(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/ai_kentoukai/dai2/gijiroku.pdf) を参照。「中間とりまとめ」26 頁は、「AI 生成物が公知意匠となった場合には、特定の分野について意匠審査実務上の影響が生ずるのではないかと懸念の声があった。」（傍点筆者）と、AI 生成物すべてが公知「意匠」に該当するというよりは、AI 生成物のうち、何らかの条件を満たしたものが公知「意匠」となるかのようにも読める。なお、峯唯夫『33 のテーマで読み解く意匠法』25-26 頁（勁草書房、2023）も参照。

(43) 鈴木康平「生成 AI と意匠」Nextcom 57 号 32 頁、33 頁（2024）は、条文上、いずれとも解し得るとする。

(44) 鈴木・前掲注（43）33 頁を参照。解釈論上の根拠となるかどうかは別として、知的財産基本法 2 条 1 項は、意匠を「人間の創造的活動により生み出されるもの」の一つとする。

(45) 鈴木・前掲注（43）33-34 頁は、加藤恒久『意匠法要説』48-49 頁及び 100 頁（ぎょうせい、1981）を引用し、これを主張する。

(46) 鈴木・前掲注（43）34 頁を参照。

(47) 仮に AI 生成デザインが意匠に該当しないとすれば、公知の AI 生成デザインと類似する意匠が出願された場合、新規性要件ではなく、創作非容易性要件該当性の問題となる。しかしながら、ある公知デザインが AI 生成デザインなのか、自然人によるものなのか、判別することは困難であろうし、それを逐一、確認する（そして、要件を使い分ける）ことは現実的ではないと思われ、また、そのことにどの程度の意義があるのかが問われよう。AI 生成デザインが意匠に該当すると解しておいて、すべて新規性要件で処理することにも合理性がありそうである。

なお、鈴木・前掲注（43）33-34 頁は、AI 生成デザインが意匠に該当すると解すべきと主張する根拠として、仮に AI 生成デザインが意匠に該当しないとすれば、創作非容易性要件では、公知の AI 生成デザインをそのまま転用した意匠しか拒絶できず、それと類似する意匠が登録されてしまうおそれがあることの不都合性を挙げる。ただ、そのような不都合性であれば、創作非容易性要件の運用の工夫によってある程度、解消可能と思われる。ここでのより本質的な問題は、前述のとおり、公知デザインが AI 生成デザインなのか、自然人によるものなのかを判別できない、という点にあると考えられる。

少なくとも以上の観点及び本文で指摘した審判請求人適格の観点から考え得る最善手は、AI生成デザインが意匠に該当すると解しつつ（意匠法全体として見た場合でも、こちらの方が、生じる問題が少ないように思われる。）、（将来的に、）審判請求人適格を立法で拡大する（意匠法48条1項3号の審判請求人を「利害関係人」として運用で対応する、僭称出願の無効理由を規定して、「何人も請求することができる」とする、など。）、ということになろうか。

(48)大江・前掲注(21) 257頁を参照。

(49)愛知靖之「冒認を中心とした無効理由の主張立証責任—特許無効に関する特許法の規範構造」同志社大学知的財産法研究会『知的財産法の挑戦』160頁、176頁（弘文堂、2013）のいう「主張の実質化・具体化」の問題意識と同趣旨の懸念である。

(50)生成AIデザインか否かを判定するソフトウェアの開発も期待されるが、それが実現しても、さらに、偽陽性・偽陰性をどう処理するか、との問題が生じ得よう。無効主張者が、汎用的なAIで生成できるデザインであることを示す、ということも考えられようが、AIが生成するものが安定的でないといわれているから、現実味がないように思われる。

(51)横山・前掲注(41) 51頁の脚注12)を参照。

(原稿受領 2024.6.21)



ヒット商品は こうして生まれた!

令和4年
改訂版

ヒット商品を支えた知的財産権

「パテント・アトニー誌」で毎号連載しております、「ヒット商品を支えた知的財産権」。

こちらの記事を一冊にまとめた「ヒット商品はこうして生まれた!」は発明のストーリーをコンパクトにまとめたもので、非常に好評を博しております。

是非ご覧いただき、知的財産、更には弁理士への理解を深めていただければ幸いです。



◆本誌をご希望の方は、panf@jpaa.or.jp までご一報ください。